## 「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」 に関するリファレンス

2024年2月

デジタル庁

## 目次

1.	本資料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
2.	申請管理に関するリファレンス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P <b>7</b>
	2.1.申請管理の業務フロー	
	2.2.申請管理に関するその他の対応	
	2.3.申請管理システム標準仕様書(総務省)に準拠したIFを利用する際の基幹業務システムの対応内容	
3.	庁内データ連携に関するリファレンス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P11
	3.1.オブジェクトストレージを利用したファイル連携のアーキテクチャ	
	3.2.ファイル連携のエラー時の再処理	
	3.3.API連携における提供側システムのサーバ停止時間	
	3.4.最新フラグの設定方法	
	3.5.削除フラグの設定方法	
4.	住登外者宛名番号管理に関するリファレンス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P17
	4.1.宛名の全体像	
	4.2.外国人氏名の入力方法	
	4.3.支援措置対象者情報の一元管理の取扱い	
	4.4.住登外者宛名番号管理機能のデータ作成方法	
5.	団体内統合宛名に関するリファレンス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P28
	5.1.団体内統合宛名機能のデータ作成方法	

## 目次

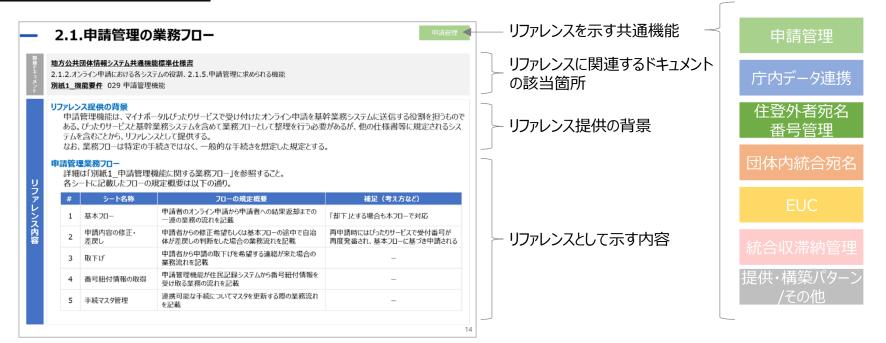
6.	機能等の構築・提供パターンに関するリファレンス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P31
	6.1.オブジェクトストレージの構築	
	6.2.API認可サーバの構築	
	6.3.住登外者宛名番号管理機能の構築	
	6.4.移行期間におけるデータ連携方式	
	<b>6</b> .5.宛名管理システムのデータ連携	

## 1. 本資料について

## 本資料について

本資料は、地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に従って実装・運用する際において、事業者間での協議事項のベースラインとなる考え方や推奨方法等を示すことを目的としており、仕様や要件として定めるものではありません。

### リファレンスの見方



## 本資料に関連するドキュメント

本資料は、以下のドキュメントについてのリファレンスとなります。
本資料を利用するにあたっては、以下関連ドキュメントの最新版を参照してください。

#	ドキュメント名称	補足	参照先
1	地方公共団体情報システム標準化基本方針	以下「標準化基本方針」とする	デジタル庁「地方公共団体の基幹 業務システムの統一・標準化」 https://www.digital.go.jp/polic ies/local_governments/ 関連資料 (1)統一・標準化の取組の司令塔 ・ 地方公共団体情報システム標準 化基本方針
2	地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書	以下「共通機能標準仕様書」とする	デジタル庁「共通機能の標準仕様」
3	別紙1_機能要件	地方公共団体情報システム共通機能標	https://www.digital.go.jp/polic ies/local_governments/comm
4	別紙2_申請管理_項目定義書	準仕様書の別紙 	on-feature-specification
5	別紙3_住登外者宛名番号管理_項目定義書		各種仕様書ダウンロード
6	別紙4_団体内統合宛名_項目定義書		
7	別紙5_統合収納管理_項目定義書		
8	別紙6_統合滞納管理_項目定義書		
9	別紙7-1_住登外者宛名基本情報照会API仕様書		
10	別紙7-2_住登外者宛名番号付番API仕様書		
11	別紙8_ファイル連携に関する詳細技術仕様書		

## 本資料に関連するドキュメント

本資料は、以下のドキュメントについてのリファレンスとなります。
本資料を利用するにあたっては、以下関連ドキュメントの最新版を参照してください。

#	ドキュメント名称	補足	参照先		
12	地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書	以下「データ要件・連携要件標 準仕様書」とする	デジタル庁「データ要件・連携要件の標準仕様について」 https://www.digital.go.jp/po licies/local_governments/sp		
13	各業務の基本データリスト	地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書の各論	<u>ecification/</u> 各種仕様書ダウンロード		
14	各業務の機能別連携仕様				
15	標準仕様書間の横並び調整方針	以下「横並び調整方針」とする	https://www.digital.go.jp/po licies/local_governments/ 関連資料 (2)制度所管省庁の支援 ・標準仕様書間の横並び調整方 針について		
16	自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の 構築に関する標準仕様書	以下「申請管理システム標準仕 様書(総務省)」とする	総務省「自治体の行政手続のオンライン化」 https://www.soumu.go.jp/denshijiti/index 00003.html		

## 2. 申請管理に関するリファレンス

## 2.1.申請管理の業務フロー

#### 共通機能標準仕様書

2.1.2.オンライン申請における各システムの役割、2.1.5.申請管理に求められる機能

別紙1 機能要件 029 申請管理機能

#### リファレンス提供の背景

申請管理機能は、マイナポータルぴったりサービスで受け付けたオンライン申請を基幹業務システムに送信する役割を担うものである。ぴったりサービス、基幹業務システムを含め、業務フローとして整理を行う必要があるが、他の仕様書等に規定されるシステムを含むことから、リファレンスとして提供する。

なお、業務フローは特定の手続ではなく、一般的な手続を想定したものである。

#### 申請管理業務フロー

詳細は「別紙1\_申請管理機能に関する業務フロー」を参照すること。

各シートに記載したフローの規定概要は以下のとおり。

#	シート名称	フローの規定概要	補足(考え方など)
1	基本フロー	申請者のオンライン申請から申請者への結果返却をする 場合	却下の場合を含む
2	申請内容の修正・ 差戻し	申請者からの修正希望もしくは基本フローの途中で自治 体が差戻しの判断をした場合	再申請時にはぴったりサービスで受付番号が 再度発番され、基本フローに基づき申請される
3	取下げ	申請者から申請の取下げを希望する連絡が来た場合	_
4	番号紐付情報の取得	申請管理機能が住民記録システムから番号紐付情報を 受け取る場合	_
5	手続マスタ管理	連携可能な手続についてマスタを更新する場合	_

## 2.2.申請管理に関するその他の対応

#### 共通機能標準仕様書

2.1.2.オンライン申請における各システムの役割、2.1.5.申請管理に求められる機能

別紙1 機能要件 029 申請管理機能

#### リファレンス提供の背景

「2.1.申請管理の業務フロー」以外のパターンについて、自治体における対応のベースラインを示す。

#### その他のパターンと自治体における対応

#	分類	パターン	自治体における対応
1-1	申請の変更・取 り下げ関連	誤送信など申請者が意図せず2回申請した(二重申請) 場合	申請者に連絡の上で、不要な申請を「取下げ」として登録する
2-1	_ 差戻し(要再 申請)関連	入力された申請内容に不備はなく、添付書類が不足する場 合	差戻し(要再申請)として登録し、添付書類のみ差し替えを要請 する
2-1		自治体による差戻し(要再申請)に対して長期間再申請 がない場合	自治体毎に「取下げ」扱いにするかを判断する
3-1	ぴったりサービスと の連携観点	ぴったりサービスが規定する保持期間経過内にデータ取得を 行わなかった場合	申請者に再申請を依頼する(申請者からの問い合わせが起点となると想定される)
4-1	引越し手続きオ	引越し手続きオンラインサービスにおける取下げ(取下げの申 請が提出される)の場合	今後、デジタル庁が公開する引越し手続きオンラインサービス
4-2	<ul><li>→ ンラインサービス 関連</li></ul>	転出元自治体の処理ができていない転入者が同日に大量に 来て、量的に処理しきれない場合	に関するガイドラインに基づき、自治体において適切に対応する
9-1	その他	遡及申請も含めてまとめて申請される場合	原則として、申請の順を追って1件ずつ処理する

### 2.3.申請管理システム標準仕様書(総務省)に準拠したIFを利用する際の基幹業務システムの対応内容

#### 共通機能標準仕様書

2.1.4.標準準拠システムと申請管理機能のインターフェースについて

#### リファレンス提供の背景

仕様書において、申請管理機能と標準準拠システムの連携に関して、過渡的な対応として申請管理システム標準仕様書 (総務省)で規定された「入力画面に取込機能の実装(方式3)、一括取込機能の実装(方式4)」を用いたファイル連携を認めることを規定している。

申請管理機能について、上記の過渡的な対応を継続利用する場合における基幹業務システム側に設ける機能等の対応内容は、申請管理システム標準仕様書(総務省)に基づいた個々の連携機能によって異なるものではあるが、共通的な対応として想定される内容について、ベースラインを示す。

#### 基幹業務システムの対応内容

- 申請管理システム標準仕様書(総務省)の連携方式を過渡的に利用する場合においても、仕様書本編で規定された 申請管理機能から申請データを取得する機能を実装する必要がある。
- この場合において自治体は、申請管理システム標準仕様書(総務省)の連携方式を継続利用するための機能を有している基幹業務システムを選択する必要がある。

## 3. 庁内データ連携に関するリファレンス

## 3.1.オブジェクトストレージを利用したファイル連携のアーキテクチャ

#### 共通機能標準仕様書

2.2.2. 庁内データ連携機能の位置づけ

#### 別紙8 ファイル連携に関する詳細技術仕様書

2.3. 連携ファイルについて

#### リファレンス提供の背景

オブジェクトストレージを利用する場合のサンプルコードを提供する。

#### サンプルコード

本リファレンスの別紙として以下を提供する。

- AWS : SampleCode\_AWS.js
- ※他のCSPについても、今後提供することを検討しています。

サンプルコードはオブジェクトストレージを利用するための参考情報として提供するものである。

庁内データ連携機能の実装において、サンプルコードの内容を必須または推奨するものでは無く、あくまで参考情報として活用頂くことを想定している。

サンプルコードの内容について不明点がある場合、CSPのマニュアルの確認またはサポートへ問い合わせをすること。

## 3.2.ファイル連携のエラー時の再処理

#### 共通機能標準仕様書

2.2.2.庁内データ連携機能の位置づけ ② ファイル連携

#### リファレンス提供の背景

庁内データ連携におけるエラー時の再処理等の対応について、各自治体において個別に調整を行うことは非効率であるため、ベースラインとなる考え方を示す。

#### ファイル連携のエラー時の再処理

ファイル格納時のエラー:エラーに気付いた職員が利用側業務システムに一報後、提供側システムが再処理を行う

ファイル取得時のエラー:利用側業務システムにてファイルの存在等の確認後に再処理を行う

## 3.3.API連携における提供側システムのサーバ停止時間

#### 共通機能標準仕様書

2.2.2. 庁内データ連携機能の位置づけ ① RESTによる公開用API連携

#### リファレンス提供の背景

API連携においては、APIを提供するシステムの稼働時間に、利用側システムが依存することになるが、自治体ごとに基幹業務システムの利用可能時間や利用可能時間外を調整することは非効率であるため、ベースラインとなる考え方を示す。

#### サーバ停止時間

以下の時間帯を目安のサーバ停止時間とし、それ以外の時間帯はAPIが利用できることをベースラインとして自治体、事業者にて調整すること。

平日 : 0:00~6:00 休日開庁日: 0:00~6:00 休日閉庁日: 0:00~6:00

なお、住基ネットや自治体中間サーバー、コンビニ交付等の外部システムとの連携については、外部システムの稼働時間を踏まえ、ベンダ、事業者においてサーバ停止時間を設定すること。

#### APIのレスポンスが得られない場合の対応

- 一定期間経過後に利用側システムが再処理を行うこと。
- ・ 再処理でもAPIからレスポンスが得られない場合は、提供側システムの稼働状況を確認すること。

# リファレンス内容

## 3.4.最新フラグの設定方法

各業務の基本データリスト

別紙2 申請管理 項目定義書 別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書 別紙4 団体内統合宛名 項目定義書 別紙5 統合収納管理 項目定義書 別紙6 統合滞納管理 項目定義書 各業務の機能別連携仕様

#### リファレンス提供の背景

標準準拠システムや基本データリストのグループ間において、用途により最新データの考え方が異なることから、仕様を統一する ことを目的として、最新フラグの設定方法のベースラインを示す。

#### 最新フラグの設定方法

|最新フラグは、削除フラグが「0」である履歴データの中で履歴番号が最大のデータに対して「1」を設定する。なお、最新フラグが 「1」となるデータは、全ての履歴データの中で1件とする。ただし、全ての履歴データにおいて削除フラグを「1」に設定した場合、 全ての履歴データの最新フラグは「0」となる。

※最新のみのデータを管理するグループを除いて、データの提供側システムにおいて最新フラグ「1」を設定することで最新フラグ が「0」となる履歴データが存在する場合、その履歴データも連携の対象とすること。

例1

市区町村コード	宛名番号	履歴 番号	最新 フラグ	氏名	削除 フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	1	行政 一郎	0
131032	10012345	3	0	行政 一郎	1

例2

市区町村コード	宛名番号	履歴 番号	最新 フラグ	氏名	削除 フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	1
131032	10012345	2	0	行政 一郎	1
131032	10012345	3	0	行政 一郎	1

## 3.5.削除フラグの設定方法

各業務の基本データリスト

別紙2 申請管理 項目定義書 別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書 別紙4 団体内統合宛名 項目定義書 別紙5 統合収納管理 項目定義書 別紙6 統合滞納管理 項目定義書 各業務の機能別連携仕様

#### リファレンス提供の背景

削除データの連携方法を整理し、データの提供側システムと利用側システム間におけるデータの整合性を確保することを目的と して、削除フラグの設定方法のベースラインを示す。

#### 削除フラグの設定方法

削除フラグを「1」に設定することで、当該履歴データを無効とする。データの提供側システムにおいて連携済みの履歴データを 無効とする場合、当該履歴データに対して削除フラグ「1」を設定した上でデータ連携をして、利用側システムにおける当該履歴 データの削除フラグを「1 に設定する。

※データの提供側システムと利用側システムにおける当該履歴データの件数は同一であることを原則とするが、移行時のセット アップ等の事情によりデータ件数が異なる場合、連携時のデータ整合性に留意すること。

#### データ提供側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴番号	最新 フラグ	氏名	削除 フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	0	行政 一郎	1
131032	10012345	3	1	行政 一郎	0

#### データ利用側システム

市区町村コード	宛名番号	履歴 番号	最新 フラグ	氏名	削除 フラグ
131032	10012345	1	0	行政 一郎	0
131032	10012345	2	0	行政 一郎	1
131032	10012345	3	1	行政 一郎	0

## 4. 住登外者宛名番号管理に関する リファレンス

## 4.1.宛名の全体像

#### 共通機能標準仕様書

2.3.1.住登外者宛名番号管理機能とは

#### リファレンス提供の背景

共通機能標準仕様書において、住登外者宛名番号と団体内統合宛名番号の役割を記載している。住民記録システムにおける住民宛名や、税務システムで利用する法人宛名、固定資産税共有者の宛名等について、それらの関係性や宛名番号の付番・管理を担うシステム・機能等を整理した。

#### 宛名の全体像

#	宛名分類		世界				
#			宛名番号の付番	宛名情報の管理			
1	住民宛名		住民記録システム				
2	住登外者宛名		住登外者宛名番号管理機能 または各基幹業務システム	各基幹業務システム			
3	法人宛名		各基幹業務システム (集約管理する場合は宛名管理システム(独自施策システム))				
4-1	固定資産	共有者グループ	税務シ	ィステム			
4-2	税共有者	共有者個人	税務システム(住登外者については住登外者 宛名番号管理機能を利用可能)	税務システム			
5	団体内統合宛名		団体内統合宛名機能				

## 4.2.外国人氏名の入力方法

別紙3\_住登外者宛名番号管理\_項目定義書 別紙4\_団体内統合宛名\_項目定義書

#### リファレンス提供の背景

住登外者に関する手続によって、国籍情報を確認できない場合がある。入力内容のばらつきを抑制し同一人の特定の精度を確保するために、各基幹業務システムにおける氏名入力のベースラインを示す。

#### 外国人氏名の入力方法

国籍ではなく、申請された文字(ローマ字なのか否か)によって基幹業務システムにおいて入力する項目を判断する。

- ■ローマ字氏名で申請があった場合に対応する住登外者宛名番号管理機能のデータ項目 データ項目ID:03100006「氏名\_外国人ローマ字」
- ■ローマ字以外の氏名(漢字含む)で申請があった場合に対応する住登外者宛名番号管理機能のデータ項目 データ項目ID:03100007「氏名\_外国人漢字」

なお、どちらの項目も住登外者宛名番号付番APIにおけるリクエスト項目として必須とはしてない。また、備考欄にて規定済み「氏名を構成する要素(氏と名、名(ファーストネーム)と中間名(ミドルネーム)と氏(ラストネーム)など)の間に全角の空白を一文字入れる」という入力ルールに従って入力する必要がある。

## 4.3.支援措置対象者情報の一元管理の取扱い



#### 横並び調整方針

21. DV 等支援措置に関すること

#### リファレンス提供の背景

住登外者の支援措置対象者情報は各基幹業務システムで管理する方針であり、移行支援期間(令和7年度まで)終了後の検討課題としており、現行システムで一元管理を行ってる場合、標準化に際してどのような取扱いとなるのかについてのベースラインを示す。

#### 現行システムで住登外者の支援措置対象者情報の一元管理を行っている場合の取扱い

宛名管理システム等の独自施策システムとして支援措置対象者情報を一元管理することで対応可能である。その際、将来的な住民・住登外者を含む一元管理を見据え、住民記録システムの基本データリストで規定する「支援措置対象者情報」のグループに属するデータ項目を管理することをベースラインとする。

ただし、住民記録システムの基本データリストで規定する「支援措置申出書情報」については、各基幹業務システムにて保持できる情報ではないため、宛名管理システムで管理する場合は、直接入力する等の利用となる想定。

## 4.4.住登外者宛名番号管理機能のデータ作成方法(1/7)



#### 共通機能標準仕様書

2.3.1.住登外者宛名番号管理機能とは

別紙3\_住登外者宛名番号管理\_項目定義書

#### リファレンス提供の背景

住登外者宛名番号管理機能と業務システムとのデータ連携は、業務システム間との連携仕様と異なるため、その考え方とデータの作成方法を整理する。

#### 考え方

住登外者宛名番号管理機能において業務システムが保持する住登外者宛名情報を連携してデータを作成するが、業務システムが保持する履歴データを正確に積み上げて管理するものではない。同一人物に対するデータの最新情報を管理することを目的として、業務システムは住登外者宛名番号管理機能に対して最新フラグを「1」に設定したデータを連携する。ただし、全ての履歴データにおいて削除フラグを「1」に設定したデータを連携する場合、全ての履歴データの最新フラグは「0」であることから、最後に最新フラグが「1」であったデータを連携する。

131016

## 4.4.住登外者宛名番号管理機能のデータ作成方法(2/7)



#### 共通機能標準仕様書

2.3.1. 住登外者宛名番号管理機能とは

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

#### ①業務システムで新規履歴データの追加、または最新履歴データの更新が行われた場合

業務システムにおいて追加、更新したデータを住登外者宛名番号管理機能へ連携する際、住登外者宛名番号管理機能においては履歴番号をカウントアップしてデータを追加する。なお、住登外者宛名番号管理機能において直前の履歴データに業務ID(又は独自施策システム等ID)が設定されていた場合、追加後の履歴データにもその値を設定する。

※業務システムにおいて過去の履歴データを更新した場合のデータ連携は不要とする。

#### データの作成方法

業務システム(データの提供側)

10012345

名寄せ元 名寄せ先 フラグ 宛名番号 氏名 ΙD 不可フラグ フラグ 行政 一郎 023 131016 10012345 市区町村 履歴 名寄せ元 名寄せ先 削除 宛名番号 氏名 フラグ 宛名番号 不可フラグ フラグ

市区町村コード	宛名番号	履歴 番号	<b>最新</b> フラグ	氏名	業務 ID		名寄せ先 宛名番号	他業務参照 不可フラグ	削除 フラグ	
131016	10012345	1	1	行政 一郎	028	0		0	0	4

行政 一郎 025

	市区町村 コード	宛名番号	履歴 番号	最新 フラグ	氏名	業務 ID_1	業務 ID_2	業務 ID_3	名寄せ元 フラグ	名寄せ先 宛名番号	他業務参照 不可フラグ	削除 フラグ
	131016	1 001 2345	1	0	行政 一郎	023			0		0	0
	131016	1 001 2345	2	0	行政 一郎	023	025		0		0	0
1	131016	1 001 2345	3	1	行政 一郎	023	025	028	0		0	0

## 4.4.住登外者宛名番号管理機能のデータ作成方法(3/7)



#### 共通機能標準仕様書

2.3.1. 住登外者宛名番号管理機能とは

別紙3\_住登外者宛名番号管理\_項目定義書

#### ②業務システムで削除した場合(自業務で削除していないデータが存在する場合)

業務システムにおいて住登外者宛名番号管理機能へ連携済みの最新データを削除する場合、削除しない履歴データの内で 最新のデータに最新フラグ「1」を設定して、住登外者宛名番号管理機能へデータ連携する。住登外者宛名番号管理機能に おいては履歴番号をカウントアップしてデータを追加する。なお、住登外者宛名番号管理機能において直前の履歴データに業務 ID(又は独自施策システム等ID)が設定されていた場合、追加後の履歴データにもその値を設定する。

#### データの作成方法

業務システム(データの提供側)

市区町村コード	宛名番号	履歴 番号	最新 フラグ	氏名	業務 ID	名寄せ元 フラグ	他業務参照 不可フラグ	削除 フラグ
131016	1 001 2345	1	1	行政 一郎	023	0	0	0
131016	1 001 2345	2	0	行政 壱郎	023	0	0	1

市区町村 コード	宛名番号	履歴 番号	<b>最新</b> フラグ	氏名	業務 ID	名寄せ元 フラグ	名寄せ先 宛名番号	他業務参照 不可フラグ	削除 フラグ
131016	1 001 2345	1	1	行政 一郎	025	0		0	0

	市区町村コード	宛名番号	履歴 番号	<b>最新</b> フラグ	氏名	業務 ID_1	業務 ID_2	業務 ID_3	名寄せ元 フラグ	名寄せ先 宛名番号	他業務参照 不可フラグ	削除 フラグ
	131016	1 001 2345	1	0	行政 一郎	023			0		0	0
	131016	1 001 2345	2	0	行政 一郎	023	025		0		0	0
	131016	1 001 2345	3	0	行政 壱郎	023	025		0		0	0
•	131016	1 001 2345	4	1	行政 一郎	023	025		0		0	0

## 4.4.住登外者宛名番号管理機能のデータ作成方法(4/7)



#### 共通機能標準仕様書

2.3.1. 住登外者宛名番号管理機能とは

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

#### ③業務システムで削除した場合(自業務は全て削除、他業務での利用あり)

業務システムにおいて同一の住登外者宛名番号に対する全ての履歴データに削除フラグ「1」を設定して、住登外者宛名番号管理機能へデータ連携する。住登外者宛名番号管理機能においては履歴番号をカウントアップしてデータを追加する。住登外者宛名番号管理機能において直前の履歴データに業務ID(又は独自施策システム等ID)が設定されていた場合、追加後の履歴データにもその値を設定するが、自業務ID(又は独自施策システム等ID)は削除する。

#### データの作成方法

業務システム(データの提供側)

市区町村コード	宛名番号	履歴 番号	<b>最新</b> フラグ	氏名	業務 ID	名寄せ元 フラグ	名寄せ先 宛名番号	他業務参照 不可フラグ	削除 フラグ
131016	10012345	1	0	行政 一郎	023	0		0	1

	市区町村 コード	宛名番号	履歴 番号	<b>最新</b> フラグ	氏名	業務 ID_1	業務 ID_2	業務 ID_3	名寄せ元 フラグ	名寄せ先 宛名番号	他業務参照 不可フラグ	削除 フラグ
	131016	1 001 2345	1	0	行政 一郎	023			0		0	0
	131016	1 001 2345	2	0	行政 一郎	023	025		0		0	0
	131016	1 001 2345	3	0	行政 一郎	023	025	028	0		0	0
•	131016	1 001 2345	4	1	行政 一郎	025	028		0		0	0

## 4.4.住登外者宛名番号管理機能のデータ作成方法(5/7)

#### 共通機能標準仕様書

2.3.1.住登外者宛名番号管理機能とは

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

#### ④業務システムで削除した場合(自業務は全て削除、他業務での利用なし)

業務システムにおいて同一の住登外者宛名番号に対する全ての履歴データに削除フラグ「1」を設定して、住登外者宛名番号管理機能へデータ連携する。住登外者宛名番号管理機能においては履歴番号をカウントアップしてデータを追加する。住登外者宛名番号管理機能において直前の履歴データに業務ID(又は独自施策システム等ID)が設定されていた場合、追加後の履歴データにもその値を設定するが、自業務ID(又は独自施策システム等ID)は削除する。全ての業務ID(又は独自施策システム等ID)を削除した場合、住登外者宛名番号管理機能の全ての履歴データにおける削除フラグを「1」にして最新フラグを「0」にする。

#### データの作成方法

業務システム(データの提供側)

市区町村コード	宛名番号	履歴 番号	最新 フラグ	氏名	業務 ID	名寄せ元 フラグ	名寄せ先 宛名番号	他業務参照 不可フラグ	削除 フラグ
131016	1 001 2345	1	0	行政 一郎	023	0		0	1

市区町村コード	宛名番号	履歴 番号	最新 フラグ	氏名	業務 ID	名寄せ元 フラグ	他業務参照 不可フラグ	削除 フラグ
131016	1 001 2345	1	0	行政 一郎	025	0	0	1

	市区町村コード	宛名番号	履歴 番号	<b>最新</b> フラグ	氏名	業務 ID_1	業務 ID_2	業務 ID_3	名寄せ元 フラグ	名寄せ先 宛名番号	他業務参照 不可フラグ	削除 フラグ
	131016	1 001 2345	1	0	行政 一郎	3 023			0		0	1
	131016	1 001 2345	2	0	行政 一郎	3 023	025		0		0	1
	131016	1 001 2345	3	0	行政 一郎	3 023			0		0	1
¥	131016	1 001 2345	4	0	行政 一郎	3			0		0	1

## 4.4.住登外者宛名番号管理機能のデータ作成方法(6/7)



#### 共通機能標準仕様書

2.3.1. 住登外者宛名番号管理機能とは

別紙3\_住登外者宛名番号管理\_項目定義書

#### ⑤名寄せ、名寄せ解除データが連携された場合

住登外者宛名番号管理機能は、同一人物に対するデータの最新情報を管理するため、業務ID(又は独自施策システム等 ID)ごとに名寄せを管理するものではなく、いずれかの業務システムで名寄せ、名寄せ解除が行われた場合、同一人物に対する全ての業務ID(又は独自施策システム等ID)においてその状態が適用される。

#### データの作成方法

業務システム(データの提供側)

市区町村コード	宛名番号	履歴 番号	最新 フラグ	氏名	業務 ID	名寄せ元 フラグ	名寄せ先 宛名番号	他業務参照 不可フラグ	削除 フラグ
131016	1 001 2345	1	0	行政 一郎	023	0		0	0
131016	1 001 2345	2	1	行政 一郎	023	1	10056789	0	0

市区町村コード	宛名番号	履歴 番号	<b>最新</b> フラグ	氏名	業務 ID	名寄せ元 フラグ	名寄せ先 宛名番号	他業務参照 不可フラグ	削除 フラグ
131016	1 001 2345	1	1	行政 一郎	025	0		0	0

住登外者宛名番号管理機能(データの受信側)

市区町村コード	宛名番号	履歴 番号	最新 フラグ	氏名	業務 ID_1	業務 ID_2	業務 ID_3		名寄せ先 宛名番号	他業務参照 不可フラグ	削除 フラグ
131016	1 001 2345	1	0	行政 一郎	023			0		0	0
131016	10012345	2	0	行政 一郎	023	025		0		0	0
131016	1 001 2345	3	1	行政 一郎	023	025		1	10056789	0	0

業務ID:025も名寄せ済みの扱いとなる。

## 4.4.住登外者宛名番号管理機能のデータ作成方法(7/7)

#### 共通機能標準仕様書

2.3.1.住登外者宛名番号管理機能とは

別紙3 住登外者宛名番号管理 項目定義書

#### ⑥他業務参照不可フラグが連携された場合

住登外者宛名番号管理機能は、同一人物に対するデータの最新情報を管理するため、業務ID(又は独自施策システム等 ID)ごとに他業務参照不可フラグを管理するのではなく、いずれかの業務システムで他業務参照不可フラグが設定された場合、同一人物に対する全ての業務ID(又は独自施策システム等ID)においてその状態が適用される。

※他業務参照不可フラグが設定されたデータは、他業務システムから閲覧を制御されることになるが、他業務参照不可フラグが設定された時点において、設定されていた業務ID(又は独自施策システム等ID)は閲覧制御の対象にならない。

#### データの作成方法

業務システム(データの提供側)

市区町村 コード	宛名番号	履歴 番号	最新 フラグ	氏名	業務 ID		他業務参照 不可フラグ	削除 フラグ
131016	1 001 2345	1	0	行政 一郎	023	0	0	0
131016	1 001 2345	2	1	行政 一郎	023	0	1	0

市区町村 コード	宛名番号	履歴 番号	最新 フラグ	氏名	業務 ID	名寄せ元 フラグ	他業務参照 不可フラグ	削除 フラグ
131016	1 001 2345	1	1	行政 一郎	025	0	0	0

住登外者宛名番号管理機能(データの受信側)

市区町村コード	宛名番号	履歴 番号	<b>最新</b> フラグ	氏名	業務 ID_1		業務 ID_3	名寄せ元 フラグ	他業務参照 不可フラグ	削除 フラグ
131016	1 001 2345	1	0	行政 一郎	023			0	0	0
131016	10012345	2	0	行政 一郎	023	025		0	0	0
131016	1 001 2345	3	1	行政 一郎	023	025		0	1	0

業務ID:025は他業務参照不可の扱いとなる。 かつ他業務参照不可フラグが設定された時点に おいて設定されていた場合は閲覧制御の対象に ならない。

## 5. 団体内統合宛名に関するリファレンス

## 5.1.団体内統合宛名機能のデータ作成方法(1/2)

#### 共通機能標準仕様書

2.4.1.団体内統合宛名機能とは

別紙4\_団体内統合宛名\_項目定義書

#### ①業務システムから新規付番データの連携が行われた場合

団体内統合宛名機能内に団体内統合宛名番号に該当する業務ID、独自施策システム等IDに該当するデータが存在しない場合において、業務システムから団体内統合宛名機能に対して、当該対象者の団体内統合宛名基本情報が送信された場合、団体内統合宛名機能は受信したデータを新規に追加する。

#### データの作成方法

業務システム(データの提供側)

市区町村コード	宛名番号	業務ID	独自施策 システム 等ID	個人番号	氏名	統合宛名 フラグ	住民状態	削除 フラグ
131016	10012345	001	000	001234567089	行政 一郎	1	1	0

市区町村コード	宛名番号	業務ID	独自施策 システム 等ID		氏名	統合宛名 フラグ	住民状態	削除 フラグ
131016	10012345	022	000	001234567089	行政 一郎	0		0

市区町村コード	宛名番号	業務ID	独自施策 システム 等ID	個人番号	氏名	統合宛名 フラグ	住民状態	削除 フラグ	
131016	10012345	000	901	001234567089	行政 一郎	0		0	/

#### 団体内統合宛名機能(データの受信側)

	市区町村コード	団体内紙 合宛名 番号	団体内統合 宛名番号履 歴番号	宛名番号	業務ID	独目施束 システム 等ID	個人番号	氏名	統合宛名 フラグ	住民状態	削除 フラグ
	131016	20012345	1	10012345	001	000	001234567089	行政 一郎	1	1	0
	131016	20012345	1	10012345	022	000	001234567089	行政 一郎	0		0
1	131016	20012345	1	10012345	000	901	001234567089	行政 一郎	0		0

## 5.1.団体内統合宛名機能のデータ作成方法(2/2)

#### 共通機能標準仕様書

2.4.1.団体内統合宛名機能とは

別紙4 団体内統合宛名 項目定義書

#### ②業務システムから更新、削除データの連携が行われた場合

団体内統合宛名機能内に団体内統合宛名番号に該当する業務ID、独自施策システム等IDに該当するデータが存在する場合において、業務システムから団体内統合宛名機能に対して、当該対象者の団体内統合宛名基本情報が送信された場合、団体内統合宛名機能は受信したデータで団体内統合宛名機能のデータを更新する。

#### データの作成方法

業務システム(データの提供側)

市区町村コード	宛名番号	業務ID	独自施策 システム 等ID	個人番号	氏名	統合宛名 フラグ	住民状態	削除 フラグ
131016	10012345	001	000	001234567089	行政 一郎	1	1	0
131016	10012345	001	000	001234567089	行政 二郎	1	1	0

市区町村コード	宛名番号	業務ID	独自施策 システム 等ID	個人番号	氏名	統合宛名フラグ	住民状態	削除 フラグ
131016	10012345	022	000	001234567089	行政 一郎	0		0
131016	10012345	022	000	001234567089	行政 一郎	0		1

#### 団体内統合宛名機能(データの受信側)

	市区町村コード	団体内統 合宛名 番号		宛名番号	業務ID	独自施策 システム 等ID	個人番号	氏名	統合宛名 フラグ	住民状態	削除 フラグ
,	131016	20012345	1	10012345	001	000	001234567089	行政 二郎	1	1	0
1	131016	20012345	1	10012345	022	000	001234567089	行政 一郎	0		1
	131016	20012345	1	10012345	000	901	001234567089	行政 一郎	0		0

## 6. 機能等の構築・提供パターンに関するリファレンス

## 6.1.オブジェクトストレージの構築

#### 共通機能標準仕様書

2.2.2.庁内データ連携機能の位置づけ

ファイル連携に関する詳細技術仕様書

#### リファレンス提供の背景

オブジェクトストレージの構築主体や構築する数について、事業者ごとにオブジェクトストレージが構築されることで、データ連携の複雑化、それに伴う費用の増大が懸念されることから、下記2点についての方針を示す。

#### オブジェクトストレージ構築方針

別紙「ファイル連携に関する詳細技術仕様書」を参照

#### オブジェクトストレージの構築・提供パターン

以下のパターンを主な選択肢として、自治体において移行順序や調達単位を踏まえて検討すること。

#		構築・提供パターン	補足(考え方など)
	主体	配置場所等	
1		他の共通機能も含めて提供	現行システムにおける統合基盤・共通基盤と同様の考え方
2	事業者	住民記録システムと一体的に提供	多くの基幹業務システムに対するファイルの提供側システムと一体的 に提供
3		最初に標準化する基幹業務システムと一 体的に提供	
4	自治体	自治体が独自に構築	標準準拠システム以外のシステム(外部システムを除く。)の利用も念頭に独自に構築

## **6.2.API認可サーバの構築**

#### 共通機能標準仕様書

2.2.5.RESTによる公開用API連携における認証認可について

#### リファレンス提供の背景

API認可サーバの構築主体や構築する数について、事業者ごとにAPI認可サーバを構築することによる重複投資に伴う費用の増大が懸念されることから、下記2点について方針を示す。

なお、国において今後「統合ID基盤」を提供することを検討しているが、提供時期等についても検討中であり、令和7年度末に向けては、各自治体ごとにAPI認可サーバを構築する必要がある。

#### API認可サーバ設置方針

自治体内で原則1台とする。

#### API認可サーバの構築・提供パターン

ファイル連携のために構築するオブジェクトストレージと同一のCSPに配置することを念頭に、以下のパターンを主な選択肢として、 自治体ごとに移行順序や調達単位を踏まえて検討すること。

#		構築・提供パターン	補足(考え方など)
	主体	配置場所等	
1	古光老	他の共通機能も含めて提供	現行システムにおける統合基盤・共通基盤と同様の考え方
2	事業者	最初に標準化する基幹業務システムと一 体的に提供	
3	自治体	自治体が独自に構築	標準準拠システム以外のシステム(外部システムを除く。)の利用 も念頭に独自に構築

## 6.3.住登外者宛名番号管理機能の構築

#### 共通機能標準仕様書

2.3. 住登外者宛名番号管理機能

#### リファレンス提供の背景

本資料「4.1.宛名の全体像」のとおり、住登外者宛名番号管理機能に関連して、宛名管理を行うシステム・機能が存在するため、ファイルサーバ、API認可サーバとあわせた自治体における効率的な構築について方針を示す。

#### 住登外者宛名番号管理機能の構築・提供パターン

以下のパターンを主な選択肢として、自治体ごとに移行順序や調達単位を踏まえて検討すること。なお、標準準拠システムを住登外者宛名番号管理機能に先行して導入する場合は、標準準拠システム、もしくは当該標準準拠システムが利用していた既存の宛名管理システムで引き続き住登外者宛名の付番、管理も可能である。

#	構築・提供パターン		補足(考え方など)
	主体	配置場所等	
1	事業者	団体内統合宛名機能と一体的に 提供	「5.5.宛名管理システムのデータ連携」参照
2		住民記録システムと一体的に提供	同じく宛名番号を発番・管理するシステムと一体 的に提供
3		最初に標準化する住民記録システム以外の基幹業務システムと一体 的に提供	最初に住登外者の管理を行う基幹業務システムと一体的に提供
4	自治体	自治体が独自に構築	標準準拠システム以外のシステム(外部システムを除く。) の利用も念頭に独自に構築

## 6.4.移行期間におけるデータ連携方式(1/2)

#### 標準化基本方針

4.1.2 連携要件の標準

#### リファレンス提供の背景

移行期間におけるデータ連携に関しては、「標準化基本方針」において、データ要件・連携要件標準仕様書で規定する連携 要件への準拠が必ずしも必須とはしない方針が示されている。一方で、例外的な取扱いとして具体的に想定されるパターンに ついては自治体・事業者間にて齟齬が発生する可能性があることから、前提となるシステムのデータ連携にかかる考え方、移行 期間のデータ連携方式として選択肢となるパターンとベースラインについて考え方を示す。

#### システム間のデータ連携

段階的に移行する場合の、移行期間におけるデータ連携機能については、次ページに示す方式をベースラインとして、各自治体ごとの事情や移行方法等を踏まえ検討すること。

なお、標準化後のデータ連携においては、データ要件・連携要件標準仕様書で規定する連携要件に準拠する必要がある。 また、標準化において新たに規定されたデータ連携については、データ連携を行う両システムが標準化に対応した際に、標準化後インターフェースにて連携を開始すること。

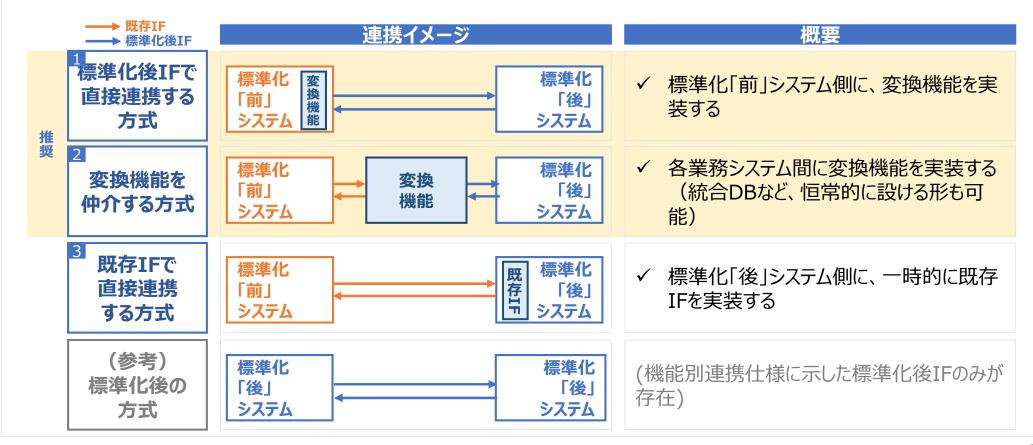
## 6.4.移行期間におけるデータ連携方式(2/2)

#### 標準化基本方針

4.1.2 連携要件の標準

#### 移行期間におけるデータ連携

標準化後のシステムをカスタマイズしないという標準化の趣旨との整合性を確保するとともに、先行して標準化するシステムの開発工数が膨らむことによる開発スケジュールの遅延リスクを軽減するため、標準化後の連携方式がファイル連携の場合は、標準準拠システムに機能追加せず、変換機能を標準化前システムに実装、または仲介する、方式1、2を推奨する。



## 6.5.宛名管理システムのデータ連携(1/3)

#### 共通機能標準仕様書

2.3 住登外者宛名番号管理機能、2.4 団体内統合宛名機能

#### 横並び調整方針

5. 宛名番号に関すること

#### リファレンス提供の背景

宛名情報については、基本的に各基幹業務システムにおいて管理することとされており、また、これらを一元的に管理する場合は「宛名管理システム」として構築する。なお、宛名管理システムは独自施策システムと整理することから、データ要件・連携要件標準仕様の独自施策システム等連携仕様に基づいて連携を行う必要がある。

また、宛名管理システムと住登外者宛名番号管理機能や団体内統合宛名機能と一体的に構築することも可能であるほか、 住登外者の支援措置対象者情報も保持する可能性も想定される。当該機能を宛名管理システムと一体的に構築する場合 においての、連携の考え方を示す。

#### 宛名管理システムとの連携

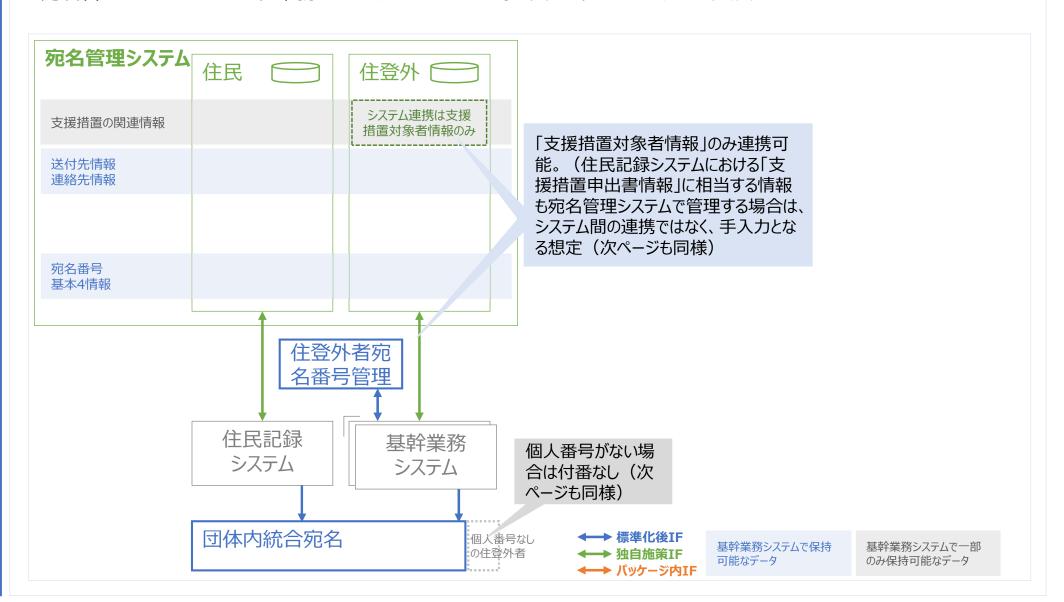
宛名管理システムの構築において、以下のパターンを示す。

- ①宛名管理システムと住登外者宛名番号管理機能や団体内統合宛名機能をそれぞれ構築する場合
- ②宛名管理システムと住登外者宛名番号管理機能や団体内統合宛名機能を一体的に構築する場合

## 6.5.宛名管理システムのデータ連携(2/3)

#### ①宛名管理システムと住登外者宛名番号管理機能や団体内統合宛名機能をそれぞれ構築する場合

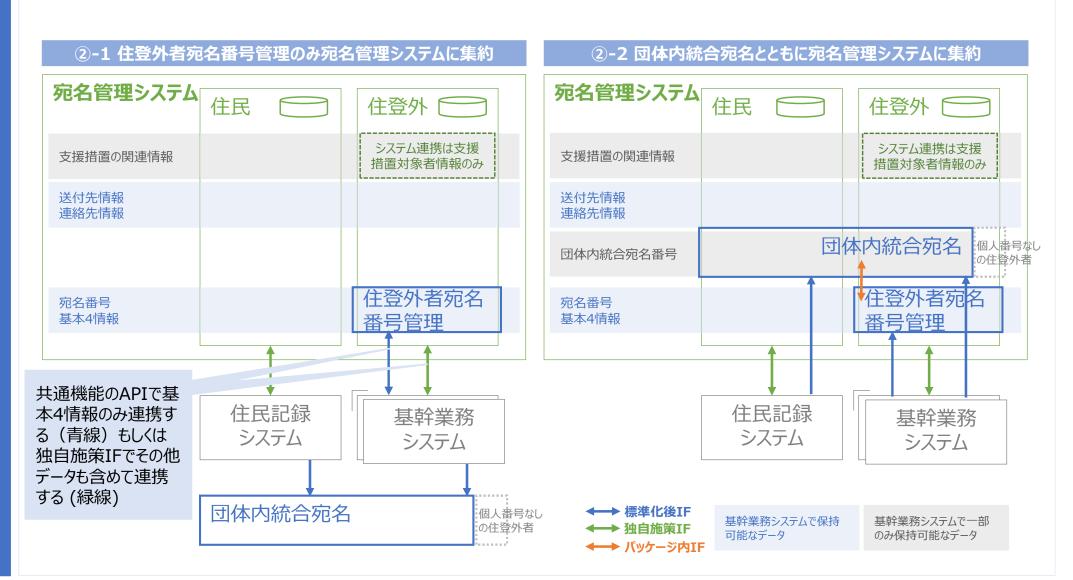
宛名管理システムは、各基幹業務システムからデータの登録を受け、他システムからの参照先となる。



## 6.5.宛名管理システムのデータ連携(3/3)

#### ②宛名管理システムと住登外者宛名番号管理機能や団体内統合宛名機能を一体的に構築する場合

連携要件で規定する連携IFを利用することを原則とし、当該IFで連携できないデータがある場合において、データ要件・連携要件標準仕様書の独自施策システム等連携仕様に基づいて連携を行う。



## デジタル庁